

J A 山口県による岩国市地方卸売市場内青果部での運営見直しに係る影響を縮減させることを求める決議

岩国市地方卸売市場は、山口県東部流通圏における青果物等の需給調整機能を発揮するための拠点施設として、昭和 28 年に三笠町で業務を開始して以来、平成 4 年に尾津町へ移転した後も、地域住民の食を支えるという重要な責務を果たしているところである。

しかしながら、近年の農業を取り巻く環境は、生産者の高齢化や担い手不足が起因する活力の低下のほか、輸入青果物の増加や、気候変動による各般への影響の深刻化などから、決して安泰なものとは言えない状況である。

そうした中であって、J A 山口県が、市場内に設けられている青果市場における運営方法の見直しを行い、従来担ってきた卸売業から流通販売業へ組織変更を行うという点については、流通関係者の間でも大きな衝撃を持って受け止められているところである。

これにより、J A は卸売業への関与がなくなる一方で、新たに担う流通販売に係る一定の手数料は引き続き徴収されると伺っており、J A から新たに業務を引き継ぐ業者が徴収する手数料と合わせると、市場関係者の負担が増加するばかりか、生産者や地域住民への影響は計り知れない。

本市議会としては、生産者や流通関係者、販売店、消費者が相互連携をさらに深めることで、新鮮で安心、安全な食材の供給並びに、本市の農業振興につながるという、市場が本来持つ目的が達成されるよう、あらゆる手段を講ずることを強く求める。

以上、決議する。

令和 8 年 6 月 26 日

岩 国 市 議 会